令和６年度海の京都ガイド育成支援事業の申請方法及び交付までの流れ

令和６年４月２６日

　海の京都ＤＭＯ

１　申請

　申請者は、申請期間（4/26～5/31）中に団体の所在のある地域本部（観光協会）に申請書（様式１）

を提出する。

２　採択・補助額決定

海の京都ＤＭＯは、申請内容を確認し、適当と認める場合は、申請者に対し決定通知書（様式５）を送付する。

応募多数の場合は、選定基準に従って海の京都ＤＭＯ内で協議の上、採択する事業を決定する。

３　実施結果報告

申請者は、事業終了後速やかに実施結果報告書（様式３）を団体の所在のある地域本部（観光協会）に提出する。

４　補助額確定

　海の京都ＤＭＯは、報告内容を確認し、適当と認める場合は、申請者に対し確定通知書（様式６）を送付する。

５　請求

　申請者は、確定した補助額を請求書（様式４）により海の京都ＤＭＯに請求する。

７　支払

　海の京都ＤＭＯは、申請者に対して、請求書（様式４）に基づき補助額を交付する。

　８　変更手続

　申請者は、交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、海の京都ＤＭＯとの調整の上、変更申請書（様式２）を海の京都ＤＭＯに提出する。

海の京都ＤＭＯは、変更申請内容を確認し、適当と認める場合は、申請者に対し変更承認通知書（様式７）を送付する。